

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

富里市監査委員

富 監 第 2 8 号
令和6年10月23日

富 里 市 長 様
富 里 市 議 会 議 長 様
富里市教育委員会教育長 様

富里市監査委員 阿 部 ますみ
富里市監査委員 戸 村 喜一郎

令和6年度財政援助団体等監査の結果について（報告）
地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり報告します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の期間

令和6年5月21日から令和6年10月21日まで
(委員聴取日 令和6年6月25日)

第3 監査の場所

富里市保健センター(すこやかセンター)2階 会議室2
富里市福祉センター1階 機能回復訓練室

第4 監査の対象

1 財政援助団体

- (1) 対象団体 富里市スポーツ協会
- (2) 対象補助金 富里市スポーツ協会運営補助金
- (3) 所管部課 教育委員会教育部生涯学習課

2 財政援助団体

- (1) 対象団体 公益社団法人 富里市シルバー人材センター
- (2) 対象補助金 富里市シルバー人材センター事業補助金
- (3) 所管部課 健康福祉部高齢者福祉課

第5 監査の範囲

令和5年度の補助金に係る出納その他の事務。ただし、必要がある場合は上記以外の期間も範囲とした。

第6 監査の主眼

1 対象団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金交付申請及び請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適切か。

2 所管部課

- (1) 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の算定、交付方法、時期及び手続等は適正か。
- (4) 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告等によりなされているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の方法

富里市監査基準に準拠し、令和5年度において、財政援助を行った団体のうち2団体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体所管事業及び所管部課手続等について、所管部課職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

団体及び所管部課には、事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、監査を実施した。

第8 監査の結果

監査の結果、財政援助団体及び所管部課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については、下記の事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

については下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

第9 検討・改善を要する事項

1 財政援助団体監査(富里市スポーツ協会)に関する事項

(1) 財政援助団体(富里市スポーツ協会)に対して

会計簿への出入金記録の正確な記載は、団体運営及び補助金事務の基本となる事務である為、細心の注意を払い、創意工夫されたい。

(2) 所管部課(教育委員会教育部生涯学習課)に対して

団体事務について、団体側でできることは何か、改めて協議され、役割分担を検討されたい。

2 財政援助団体監査(富里市シルバー人材センター)に関する事項

(1) 財政援助団体(富里市シルバー人材センター)に対して

所管部課との連携を一層図り、自己財源の確保に努められるほか、事務後継者の育成に努められたい。

(2) 所管部課(健康福祉部高齢者福祉課)に対して

団体が申請する国庫補助金要綱と市補助金要綱の対象経費の文言等には、差異がある。

国庫補助金は、市補助金額を前提にしたものなので、団体側の負担を考慮すれば同一のものが望ましい。

また事務移管から日が浅いせいか、団体と市高齢者福祉課との連携が不足気味であるように感じられた。

団体との連携を一層図り、市補助金交付要綱の見直しを検討されたい。

富里市スポーツ協会

団体概要

- 1 代表者名（令和6年4月1日現在）
会長 佐々木 浩二
- 2 会の目的
スポーツの普及、競技力の向上を図り、スポーツを通じて会員の心身の健全なる発達に資すると共に相互の親睦を図ることを目的とする。
- 3 会の組織
富里市居住者及び勤務地を富里市に有し、会の趣旨に賛同する者をもって組織。
会の組織として21のスポーツ団体が置かれている。
- 4 会員数（令和6年4月1日現在）
1,822名
- 5 交付補助金について
 - (1) 名称 富里市スポーツ協会運営補助金
 - (2) 補助金額 2,700,000 円
 - (3) 目的
スポーツの普及及び競技力向上を図り、スポーツを通じて心身の健全なる発達に資するため。
 - (4) 対象事業及び経費
 - ア スポーツ協会の運営に要する経費
 - イ スポーツ協会が主催する大会並びに教室に要する経費
 - ウ 郡市民体育大会及び県民体育大会への参画に要する経費
 - (5) (4)の経費の補助対象経費
報償費・旅費・消耗品費・印刷製本費・食糧費・通信運搬費・手数料・保険料・使用料及び賃借料・備品購入費・大会参加費・受講料・負担金・助成金
(備考) 食糧費は、各大会及び教室開催時の審判、役員、派遣監督、派遣選手及び講師に支給する場合に限る。

公益社団法人 富里市シルバー人材センター

団体概要

1 代表者名 (令和6年4月1日現在)

理事長 今井 進

2 会の目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 会員について

(1) 正会員

センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者

ア 富里市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 賛助会員

富里市に居住する個人又は事務所がある団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力する者

(3) 名誉会員

この法人の目的に関し功績顕著な者又はこの法人に対し特に功労のあった者のうちから総会の決議をもって推薦された者

4 会員数 (令和6年3月31日現在)

223名

5 交付補助金について

(1) 名称 富里市シルバー人材センター事業補助金

(2) 補助金額 8,239,000 円

(3) 目的

定年退職者等の高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることを目的とする。

(4) 対象事業及び対象経費

以下の表による。

対象事業	補助対象経費	補助金額等
事業費	給料手当 臨時雇賃金 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 光熱水料費賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 委託費 訓練委託費 支払手数料	補助対象経費総額の2分の1以内とし、1,000万円を上限とする。
管理費	給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 保険料 租税公課 委託費 支払手数料	

